

令和6年4月1日
岡事指第 4 号

市内介護保険事業者各位

岡山市保健福祉局長

「介護保険法に基づき条例で規定された指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの基準等について」の一部改正について

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）関係省令等の改正に伴い、「介護保険法に基づき条例で規定された指定地域密着型サービス等及び指定地域密着型介護予防サービス等の基準等について」を以下のとおり改正しますので、今回改正部分について遺漏のないよう、十分ご注意ください。

法第78条の2第1項及び第4項第1号並びに第78条の4第1項及び第2項の規定による「岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（以下「条例」という。）については岡山市条例第86号をもって、法第115条の12第2項第1号並びに第115条の14第1項及び第2項の規定による「岡山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（以下「予防条例」という。）については岡山市条例第91号をもって、平成24年12月19日に公布され、平成25年4月1日から施行されています。条例の内容としては、厚生労働省令で定めている基準を基本としていますが、今回改正に伴う内容の追加に加え、従来、本市が独自に定めた基準が含まれていますので、その運用に当たっては、次のことに留意し、適切に対応してください。

記

1 本市独自基準以外の基準についての運用

2に定めるもののほか、「条例」及び「予防条例」の運用に当たっては、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第34号。以下「基準」という。）及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第36号。以下「予防基準」という。）の運用のために発出された「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成18年3月31日付け老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号。以下「基準省令解釈通知」という。）並びにその他厚生労働省から発出された各種通知及びQ&Aにおいて示されている内容を適用するので、これらを踏まえて指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者は、適正な事業運営をすること。

なお、基準省令解釈通知中「基準」は別表1により「条例」の条文に読み替え、「予防基準」は別表2により「予防条例」の条文に読み替えるものとする。

2 本市独自基準についての運用

「条例」及び「予防条例」において本市独自に規定した基準等については、運用上の留意事項を別紙のとおり定めたので、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者は、別紙の留意事項を十分に確認の上、適正に事業を運営すること。

(別紙・令和6年4月1日一部改正)

岡山市指定地域密着型サービス及び岡山市指定地域密着型介護予防サービスに係る独自基準等の運用について

第1 総論

基準省令解釈通知第2の3の次に次の内容を加える。

4 指定地域密着型サービスの事業の一般原則(条例第3条)

(1) 指定地域密着型介護老人福祉施設の要件(第1項)

指定地域密着型介護老人福祉施設は、その入所定員が29人以下でなければならない。

(2) 申請者の要件(第2項)

指定地域密着型サービス事業者の指定の申請者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護に限る。))に係る指定の申請を行う場合に限る。)でなければならない。

(3) 暴力団員の排除(第3項)

介護保険事業により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、指定地域密着型サービス事業者の役員及び当該指定に係る事業所の管理者(以下「役員等」という。)は、暴力団員であってはならないことを規定したものである。そのため、本市においては、指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は申請書に、役員等の変更に伴うものは変更届に、役員等が暴力団員でない旨の誓約書を添付して提出しなければならないこととする。

(4) 人権の擁護及び虐待の防止等(第5項)

指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための体制の確保に係る責任者(以下「虐待防止責任者」という。)を選任すること。

指定地域密着型サービス事業者は、従業者に対し、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号)の趣旨及び内容を十分に踏まえた研修を実施すること。

(5) 地域包括支援センターとの連携等(第6項及び第7項)

地域包括ケアシステムでは、地域包括支援センターが重要な位置付けとなることから、指定地域密着型サービス事業者は、地域における包括的な支援に向けて、地域包括支援センターとの連携を強化することとしたものである。

指定地域密着型サービス事業者は、地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会議に参加し、又は地域包括支援センターの行う包括的支援事業その他の事業に協力すること。なお、地域ケア会議に参加した場合は、専門的な見地からの意見を述べるよう努めること。

第2 地域密着型サービス

基準省令解釈通知第3の地域密着型サービス中、各記録の保存期間に関する記載について、「2年間」とあるのは「その完結の日から5年間」と読み替える。

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(1) 運営に関する基準

ア 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針及び具体的取扱方針(条例第23条及び第24条)

基準省令解釈通知第3の一の4の(15)中①は次の①のとおり読み替え、⑥の次に次の⑦の内容を加える。

① サービスの質の評価（条例第23条第2項）

提供された指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、目標達成の度合い及びその効果等や利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うとともに、必要に応じて定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更を行うなど、その改善を図らなければならない。

サービスの評価は、自ら行う評価に限らず、外部の者による質の評価など、多様な評価の手法を用いて、様々な視点からサービスの質の評価を行わなければならない。

また、より良いサービスの提供のために、その評価の結果を踏まえ、常にサービスの質の改善を図らなければならない。

⑦ 成年後見制度の活用支援（条例第24条第2項）

成年後見制度は、さまざまな障害により判断能力が十分でない者（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など）の財産管理や介護サービスの利用契約などを、成年後見人等が本人に代わり行うことにより、このような者の財産や権利を保護し支援する制度である。

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要と認められる場合（利用者自身では、各種契約、不動産・預貯金等の財産の管理等が困難であり、利用者の財産や権利を保護し支援する必要がある場合等）は、地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を利用者又は家族に紹介する等関係機関と連携し、利用者が成年後見制度を活用することができるように支援しなければならない。

イ 運営規程（条例第32条）

基準省令解釈通知第3の一の4の(21)中本文（なお書きを除く。）は次の(21)のとおり読み替え、⑤の次に次の⑤の2の内容を加える。

(21) 運営規程

条例第32条は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保するため、同条第1号から第11号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

⑤の2 虐待の防止のための措置に関する事項（第8号）

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について定めること。具体的には、虐待防止責任者の選任、従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など）等を指すものであること。

ウ 勤務体制の確保等（条例第33条）

基準省令解釈通知第3の一の4の(22)中①及び⑤は次のとおり読み替える。

① 勤務の体制等の記録（第1項）

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。

また、併せて、月ごとにその勤務の実績とともに記録すること。

⑤ 研修の実施及び人材育成（第4項及び第6項）

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者の質の向上を図るために作成する「研修計画」は、当該事業所における従業者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、個別具体的な研修の目標、内容、実施時期等を定めた計画を策定すること。な

お、当該研修には、高齢者の人権擁護、虐待防止等の内容が含まれていなければならない。また、作成した研修計画に従い、当該事業所内で研修を実施するとともに、研修機関が実施する研修への参加の機会を確保するなど従業者の計画的な人材育成に努めなければならない。

工 基準省令解釈通知第3の一の4の(33)の次に次の内容を加える。

(34) 別居親族に対するサービス提供の制限（条例第28条）

別居親族に対するサービス提供（随時対応サービス及び随時訪問サービスを除く。）については、原則として、禁止することとし、例外的に、離島、山間のへき地その他の地域であって、その別居の親族から指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を受けなければ、必要な定期巡回・随時対応型訪問介護看護の見込量を確保することが困難であると市長が認めた地域に限り、その別居の親族に対するサービス提供を認めることとしたものであるが、その運用については、次のとおりとする。

- ① 市長が認める地域は、岡山市の次の地域とする。
 - (1) 旧宇甘東村(北区御津下田，北区御津高津，北区御津宇甘，北区御津中泉)
 - (2) 旧宇甘西村(北区御津勝尾，北区御津紙工，北区御津虎倉)
 - (3) 旧竹枝村(北区建部町大田，北区建部町吉田，北区建部町土師方，北区建部町小倉)
 - (4) 旧上建部村(北区建部町建部上，北区建部町宮地，北区建部町富沢，北区建部町田地子，北区建部町品田)
 - (5) 東区犬島
- ② 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の訪問介護員又は看護師等に、当該訪問介護員又は看護師等と当該事業所の利用者との関係が配偶者又は3親等内の血族及び姻族に該当する者（以下「別居親族」という。）に対する定期巡回サービス又は訪問看護サービスの提供を行わせる場合は、あらかじめ、別居親族に対する定期巡回サービス又は訪問看護サービスの提供が認められるための要件を満たしていることを確認できる書類を市長に届け出なければならない。
- ③ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の訪問介護員又は看護師等は、当該訪問介護員又は看護師等と当該事業所の利用者との関係が別居親族である者に対しての定期巡回サービス又は訪問看護サービスの実施が計画された場合は、直ちに、管理者及び計画作成責任者にその旨を報告しなければならない。
- ④ 市長は、要件に反した定期巡回サービス又は訪問看護サービスが行われている場合のほか、いったん認めた別居親族に対する定期巡回サービス又は訪問看護サービスについて、事後的にその要件を満たしていないと認めるときは、保険給付を行わず、又は既に支払った保険給付の返還を求めるものとする。
- ⑤ 訪問介護員又は看護師等が別居親族の定期巡回サービス又は訪問看護サービスに従事する時間の合計時間が当該訪問介護員又は看護師等の定期巡回サービス又は訪問看護サービスに従事する時間の合計時間のおおむね2分の1を超えないという要件は、別居親族の定期巡回サービス又は訪問看護サービスが「身内の世話又は看護」ではなく、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者による介護又は看護」として行われることを担保する趣旨で設けたものである。指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、こうした趣旨を踏まえ、訪問介護員又は看護師等と当該事業所の利用者との間に親族関係があるかどうかを確認するものとし、管理者及び計画作成責任者に対して必要な指揮命令を行うこと。

2 夜間対応型訪問介護

(1) 運営に関する基準

ア 指定夜間対応型訪問介護の基本取扱い方針及び具体的取扱い方針（条例第51条及び第52条）

基準省令解釈通知第3の二の4の(1)中①は次の①のとおり読み替え、⑤の次に次の⑥の内容を加える。

- ① サービスの質の評価（条例第51条第2項）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のアの①を参照すること。
- ⑥ 成年後見制度の活用支援（条例第52条第2項）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のアの⑦を参照すること。

イ 運営規程（条例第57条）

基準省令解釈通知第3の二の4の(5)は次のとおり読み替える。

(5) 運営規程

条例第57条は、指定夜間対応型訪問介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保するため、同条第1号から第11号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

- ① 指定夜間対応型訪問介護の内容（第4号）
オペレーションセンターサービス、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容を指すものであることに留意するものとする。
- ② 虐待の防止のための措置に関する事項（第8号）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のイの(21)の⑤の2を参照すること。

ウ 勤務体制の確保等（条例第58条）

基準省令解釈通知第3の二の4の(6)中①及び⑤は次のとおり読み替える。

- ① 勤務の体制等の記録（第1項）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のウの①を参照すること。
- ⑤ 研修の実施及び人材育成（第4項及び第6項）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のウの⑤を参照すること。

エ 基準省令解釈通知第3の二の4の(12)を(14)とし、(11)の次に次の内容を加える。

(12) 別居親族に対するサービス提供の制限（条例第54条）

別居親族に対するサービス提供（オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスを除く。）については、原則として、禁止することとし、例外的に、離島、山間のへき地その他の地域であって、その別居の親族から指定夜間対応型訪問介護を受けなければ、必要な夜間対応型訪問介護の見込量を確保することが困難であると市長が認めた地域に限り、その別居の親族に対するサービス提供を認めることとしたものであるが、その運用については、次のとおりとする。

- ① 市長が認める地域は、岡山市の次の地域とする。
(1) 旧宇甘東村(北区御津下田、北区御津高津、北区御津宇甘、北区御津中泉)

- (2) 旧宇甘西村(北区御津勝尾, 北区御津紙工, 北区御津虎倉)
 - (3) 旧竹枝村(北区建部町大田, 北区建部町吉田, 北区建部町土師方, 北区建部町小倉)
 - (4) 旧上建部村(北区建部町建部上, 北区建部町宮地, 北区建部町富沢, 北区建部町田地子, 北区建部町品田)
 - (5) 東区犬島
- ② 指定夜間対応型訪問介護事業者は, 指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等に, 当該訪問介護員等と当該事業所の利用者との関係が配偶者又は3親等内の血族及び姻族に該当する者(以下「別居親族」という。)に対する夜間定期巡回サービスの提供を行わせる場合は, あらかじめ, 別居親族に対する夜間定期巡回サービスの提供が認められるための要件を満たしていることを確認できる書類を市長に届け出なければならない。
 - ③ 指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等は, 当該訪問介護員等と当該事業所の利用者との関係が別居親族である者に対しての夜間定期巡回サービスの実施が計画された場合は, 直ちに, 管理者及びオペレーションセンター従業者にその旨を報告しなければならない。
 - ④ 市長は, 要件に反した夜間定期巡回サービスが行われている場合のほか, いったん認めた別居親族に対する夜間定期巡回サービスについて, 事後的にその要件を満たしていないと認めるときは, 保険給付を行わず, 又は既に支払った保険給付の返還を求めるものとする。
 - ⑤ 訪問介護員等が別居親族の夜間定期巡回サービスに従事する時間の合計時間が当該訪問介護員等の夜間定期巡回サービスに従事する時間の合計時間のおおむね2分の1を超えないという要件は, 別居親族の夜間定期巡回サービスが「身内の世話」ではなく, 「夜間対応型訪問介護事業所の従業者による介護」として行われることを担保する趣旨で設けたものである。指定夜間対応型訪問介護事業者は, こうした趣旨を踏まえ, 訪問介護員等と当該事業所の利用者との間に親族関係があるかどうかを確認するものとし, 管理者及びオペレーションセンター従業者に対して必要な指揮命令を行うこと。

2の2 地域密着型通所介護

(1) 人員に関する基準

ア 生活相談員(条例第61条の3第1項第1号及び第6項)

基準省令解釈通知第3の二の二の1の(2)は次のとおり読み替える。

(2) 生活相談員(条例第61条の3第1項第1号及び第6項)

生活相談員については, その者の実績等から, 利用者の生活の向上を図るため適切な相談, 援助等を行う能力を有すると認められる者であって, 次のいずれかに該当するものを充てるものとする。

- ① 社会福祉主事任用資格を有する者
- ② 介護支援専門員の登録を受けている者(専門員証の交付を受けていない者を含む。)
- ③ 介護福祉士

イ 機能訓練指導員(条例第61条の3第1項第4号及び第7項)

基準省令解釈通知第3の二の二の1の(3)は次のとおり読み替える。

(3) 機能訓練指導員(条例第61条の3第1項第4号及び第7項)

機能訓練指導員は, 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者であって, 理学療法士, 作業療法士, 言語聴覚士, 看護職員, 柔道整復師, あん摩マッサージ指圧師, はり師又はきゅう師の資格を有する者(はり師及びきゅう師については, 理学療法士, 作業療法士, 言語

聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。) (以下「資格を有する機能訓練指導員」という。)とする。

ウ 基準省令解釈通知第3の二の二の1の(4)の次に次の内容を加える。

(5) 管理者の資格要件(条例第61条の4第2項)

指定地域密着型通所介護事業所の管理者については、その者の実績等から、当該事業所を適切に管理運営する能力を有すると認められ、管理者の職務を遂行する熱意と能力を有する者であって、次のいずれかに該当するものを充てるものとする。

- ① 社会福祉主事任用資格を有する者
- ② 社会福祉事業に2年以上従事した者
- ③ 介護保険事業に常勤の従業者として2年以上従事した者
- ④ 社会福祉施設長資格認定講習課程を修了した者

(2) 運営に関する基準

ア 指定地域密着型通所介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針(条例第61条の8及び第61条の9)

基準省令解釈通知第3の二の二の3の(2)中本文は次の(2)のとおり読み替え、⑤の次に次の⑥から⑨までの内容を加える。

(2) 指定地域密着型通所介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針

条例第61条の8及び第61条の9にいう指定地域密着型通所介護の取扱方針について、特に留意すべきことは、次のとおりである。

⑥ サービスの質の評価(条例第61条の8第2項)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のアの①を参照すること。

⑦ 身体的拘束等の禁止(条例第61条の9第1項第5号から第7号まで)

指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合であっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。なお、条例第61条の19第2項の規定に基づき、当該記録は、その完結の日から5年間保存しなければならない。

また、身体的拘束等の適正化を図るための指針を整備するとともに、介護職員その他従業者に対する研修を定期的実施する措置を講じなければならない。

⑧ 機能訓練(条例第61条の9第1項第9号)

指定地域密着型通所介護は、利用者の残存する身体機能等を活用して生活機能の維持又は改善を図るための機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望を踏まえて適切に提供すること。

また、日常生活及びレクリエーション、行事の実施等に当たっても、その効果を配慮するものとし、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者個々の心身の状況に応じたサービス提供に努めること。

なお、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。

⑨ 成年後見制度の活用支援（第2項）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のアの⑦を参照すること。

イ 運営規程（条例第61条の12）

基準省令解釈通知第3の二の二の3の(5)中本文は次の(5)のとおり読み替え、⑤の次に次の⑥の内容を加える。

(5) 運営規程

条例第61条の12は、指定地域密着型通所介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保するため、同条第1号から第13号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定地域密着型通所介護事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

⑥ 虐待の防止のための措置に関する事項（第10号）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のイの(21)の⑤の2を参照すること。

ウ 勤務体制の確保等（条例第61条の13）

基準省令解釈通知第3の二の二の3の(6)中①は次の①のとおり読み替え、④の次に次の⑤の内容を加える。

① 勤務の体制等の記録（第1項）

指定地域密着型通所介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、地域密着型通所介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。

また、併せて、月ごとにその勤務の実績とともに記録すること。

⑤ 研修の実施及び人材育成（第3項及び第5項）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のウの⑤を参照すること。

エ 非常災害対策（条例第61条の15）

基準省令解釈通知第3の二の二の3の(8)に次の内容を加える。

また、指定地域密着型通所介護事業者は、当該事業所の見やすい場所に、非常災害時の関係機関への通報一覧表及び当該事業所における緊急連絡網並びに避難経路等非常災害時に直ちに実施すべき事項の概要を掲示するものである。

指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害時には、当該事業所の利用者に限らず、地域の高齢者、障害者、乳幼児等の特に配慮を要する者を受け入れる等、当該事業所において可能な限り、援護が必要となった者への支援協力を努めるものである。

(3) 指定療養通所介護の事業

ア 指定療養通所介護の基本方針及び具体的取扱方針（条例第61条の8及び第61条の30）

基準省令解釈通知第3の二の二の5の(4)の③中本文は次の③のとおり読み替え、ハの次に次のニからトまでの内容を加える。

③ 指定療養通所介護の基本方針及び具体的取扱方針

条例第61条の8及び第61条の30にいう指定療養通所介護の取扱方針に

ついて、特に留意すべきことは、次のとおりである。

二 機能訓練（条例第61条の30第1項第5号）

地域密着型通所介護の場合と同趣旨であるため、第2の2の2の(2)のアの⑧を参照すること。

ホ 身体的拘束等の禁止（第6号から第8号まで）

地域密着型通所介護の場合と同趣旨であるため、第2の2の2の(2)のアの⑦を参照すること。

ハ 成年後見制度の活用支援（同条第2項）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のアの⑦を参照すること。

ト サービスの質の評価（第61条の8第2項）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のアの①を参照すること。

イ 基準省令解釈通知第3の二の二の5の(4)中⑨の次に次の内容を加える。

⑩ 運営規程（条例第61条の34）

地域密着型通所介護の場合と同趣旨であるため、第2の2の2の(2)のイの⑥を参照すること。

ウ 準用規定の留意事項

条例第61条の38の規定により、条例第61条の13（勤務体制の確保等）及び61条の15（非常災害対策）の規定は、指定療養通所介護の事業について準用されているため、第2の2の2の(2)のウ及びエを参照すること。

3 認知症対応型通所介護

(1) 人員及び設備に関する基準

ア 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護

(ア) 生活相談員（条例第63条第1項第1号及び第2項）

基準省令解釈通知第3の三の2の(1)の③のホ中第1段落は次のとおり読み替える。

地域密着型通所介護の場合と同趣旨であるため、第2の2の2の(1)のアを参照すること。

なお、条例施行に伴い、「通所介護事業所等における生活相談員の任用資格について」（平成24年7月4日付け岡事指第254号。岡山市保健福祉局事業者指導課長通知）は廃止する。

(イ) 機能訓練指導員（条例第63条第1項第3号及び第5項）

基準省令解釈通知第3の三の2の(1)の③のトは次のとおり読み替える。

地域密着型通所介護の場合と同趣旨であるため、第2の2の2の(1)のイを参照すること。

(ウ) 管理者（条例第64条）

基準省令解釈通知第3の三の2の(1)の④中ロの次に次の内容を加える。

ハ 管理者の資格要件（第3項）

単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者については、その者の実績等から、当該事業所を適切に管理運営する能力を有すると認められ、管理者の職務を遂行する熱意と能力を有する者（認知症対応型サービス事業者管理者研修を修了している者に限る。）であって、次のいずれかに該当するものを充てるものとする。

- (イ) 社会福祉主事任用資格を有する者
- (ロ) 社会福祉事業に2年以上従事した者
- (ハ) 介護保険事業に常勤の従業者として2年以上従事した者
- (ニ) 社会福祉施設長資格認定講習課程を修了した者

イ 共用型指定認知症対応型通所介護

管理者（条例第68条）

基準省令解釈通知第3の三の二の(2)の④中口の次に次の内容を加える。

ハ 管理者の資格要件（第3項）

単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の場合と同趣旨であるため、第2の3の(1)のアの(イ)を参照すること。

(2) 運営に関する基準

ア 指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針（条例第71条及び第72条）

基準省令解釈通知第3の三の三の(1)中本文は次の(1)のとおり読み替え、④の次に次の⑤から⑦までの内容を加える。

(1) 指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針

条例第71条及び第72条にいう指定認知症対応型通所介護の取扱方針について、特に留意すべきことは、次のとおりである。

⑤ サービスの質の評価（条例第71条第2項）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のアの①を参照すること。

⑥ 身体的拘束等の禁止（第72条第1項第5号から第7号まで）

指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。なお、条例第81条第2項の規定に基づき、当該記録は、その完結の日から5年間保存しなければならない。

また、身体的拘束等の適正化を図るための指針を整備するとともに、介護職員その他従業者に対する研修を定期的実施する措置を講じなければならない。

⑦ 機能訓練（第9号）

指定認知症対応型通所介護は、利用者の残存する身体機能等を活用して生活機能の維持又は改善を図るための機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望を踏まえて適切に提供すること。

また、日常生活及びレクリエーション、行事の実施等に当たっても、その効果を配慮するものとし、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者個々の心身の状況に応じたサービス提供に努めること。

なお、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。

⑧ 成年後見制度の活用支援（第2項）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のアの⑦を参照すること。

イ 運営規程（条例第75条）

基準省令解釈通知第3の三の三の(3)中本文は次の(3)のとおり読み替え、⑥の次に次の⑦の内容を加える。

(3) 運営規程

条例第75条は、指定認知症対応型通所介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定認知症対応型通所介護の提供を確保するため、同条第1号から第13号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定認知症対応型通所介護事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項（第10号）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のイの(2)の⑤の2を参照すること。

ウ 準用規定の留意事項

条例第82条の規定により、条例第61条の13（勤務体制の確保等）、第61条の15（非常災害対策）の規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用されているため、第2の2の2の(2)のウ及びエを参照すること。

4 小規模多機能型居宅介護

(1) 運営に関する基準

ア 指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針（条例第93条及び第94条）

基準省令解釈通知第3の四の4の(5)中③を次の③のとおり読み替える。

③ 身体的拘束等の禁止（条例第94条第5号から第7号まで）

指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。

なお、条例第109条第2項の規定に基づき、当該記録は、その完結の日から5年間保存しなければならない。

また、身体的拘束等の適正化を図るための指針を整備するとともに、介護職員その他従業者に対する研修を定期的実施する措置を講じなければならない。

基準省令解釈通知第3の四の4の(5)中⑧の次に次の内容を加える。

⑨ サービスの質の評価（第2項）

また、提供された指定小規模多機能型居宅介護については、目標達成の度合い及びその効果等や利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うとともに、必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画の変更を行うなど、その改善を図らなければならない。

イ 社会生活上の便宜の提供等（条例第100条）

基準省令解釈通知第3の四の4の(11)中③の次に次の内容を加える。

④ 成年後見制度の活用支援（第3項）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のアの⑦を参照すること。

ウ 運営規程（条例第102条）

基準省令解釈通知第3の四の4の(13)中本文は次の(13)のとおり読み替え、③の次に次の④及び⑤の内容を加える。

(13) 運営規程

条例第102条は、指定小規模多機能型居宅介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定小規模多機能型居宅介護の提供を確保するため、同条第1号から第14号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

④ 身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続（第10号）

当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくこと。

⑤ 虐待の防止のための措置に関する事項（第11号）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のイの(21)の⑤の2を参照すること。

エ 非常災害対策（条例第104条）

基準省令解釈通知第3の四の4の(16)に次の内容を加える。

なお、掲示及び要援護者の受入れについては、地域密着型通所介護の場合と同趣旨であるため、第2の2の2の(2)のエを参照すること。

オ 準用規定の留意事項

条例第110条の規定により、第61条の13（勤務体制の確保等）の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用されているため、第2の2の2の(2)のウを参照すること。

5 認知症対応型共同生活介護

(1) 設備に関する基準（条例第115条）

基準省令解釈通知第3の五の3の(6)を(7)とし、(5)の次に次の内容を加える。

(6) 便所（第6項）

便所は、居室ごとに設けることが望ましい。ただし、共同生活住居ごとにその入居定員の3分の1以上の数設けることとしても差し支えない。この場合にあつては、共同生活住居の1か所に集中して設けるのではなく、2か所以上に分散して設けることが望ましい。なお、居室ごとに設ける方式と、共同生活住居ごとに設ける方式とを混在させても差し支えない。

なお、この条例の施行日（平成25年4月1日）において、現に指定を受けている指定認知症対応型共同生活介護（施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の便所については、当分の間条例第115条第6項の規定を適用しないこととした。

(2) 運営に関する基準

ア 指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針（条例第119条）

基準省令解釈通知第3の五の4の(4)中⑦に次の内容を加える。

また、提供された指定認知症対応型共同生活介護については、目標達成の度合い及びその効果や利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うとともに、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画の変更を行うなど、その改善を図らなければならない。

イ 社会生活上の便宜の提供等（条例第122条）

基準省令解釈通知第3の五の4の(7)中②の次に次の内容を加える。

③ 成年後見制度の活用支援（第3項）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のアの⑦を参照すること。

ウ 運営規程（条例第124条）

基準省令解釈通知第3の五の四の(8)は次のとおり読み替える。

(8) 運営規程

条例第124条は、指定認知症対応型共同生活介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保するため、同条第1号から第12号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを共同生活住居ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

① 非常災害対策（第7号）

小規模多機能型居宅介護の場合と同趣旨であるため、第2の4の(1)の工を参照すること。

② 身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続（第8号）

小規模多機能型居宅介護の場合と同趣旨であるため、第2の4の(1)のウの(12)の④を参照すること。

③ 虐待の防止のための措置に関する事項（第9号）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のイの(21)の⑤の2を参照すること。

エ 勤務の体制の確保等（条例第125条）

基準省令解釈通知第3の五の四の(9)中①は次の①のとおり読み替え、⑥の次に次の⑦の内容を加える。

① 勤務の体制等の記録（第1項）

共同生活住居ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、夜間及び深夜の勤務の担当者等を明確にすること。

また、併せて、月ごとにその勤務の実績とともに記録すること。

⑦ 研修の実施及び人材育成（第3項及び第5項）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のウの⑤を参照すること。

オ 準用規定の留意事項

条例第130条の規定により、第104条（非常災害対策）の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用されているため、第2の4の(1)の工を参照すること。

6 地域密着型特定施設入居者生活介護

(1) 人員に関する基準

ア 機能訓練指導員（条例第132条第5項及び第7項）

基準省令解釈通知第3の六の1の(5)（また書きを除く。）は次のとおり読み替える。

(5) 機能訓練指導員（条例第132条第5項及び第7項）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者であって、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）とする。

イ 基準省令解釈通知第3の六の1の(10)の次に次の内容を加える。

(1.1) 生活相談員の資格要件（条例第132条第3項）

生活相談員については、その者の実績等から、入所者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者であって、次のいずれかに該当するものを充てるものとする。

- ① 社会福祉主事任用資格を有する者
- ② 介護支援専門員
- ③ 介護福祉士

(1.2) 管理者の資格要件（条例第133条第2項）

指定地域密着型特定施設の管理者については、その者の実績等から、当該施設を適切に管理運営する能力を有すると認められ、管理者の職務を遂行する熱意と能力を有する者であって、次のいずれかに該当するものを充てるものとする。

- ① 社会福祉主事任用資格を有する者
- ② 社会福祉事業に2年以上従事した者
- ③ 介護保険事業に常勤の従業者として2年以上従事した者
- ④ 社会福祉施設長資格認定講習課程を修了した者

(2) 運営に関する基準

ア 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供の取扱方針（条例第140条）

基準省令解釈通知第3の六の3の(5)中④の次に次の内容を加える。

- ⑤ 提供された指定地域密着型特定施設入居者生活介護については、目標達成の度合い及びその効果等や利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うとともに、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行うなど、その改善を図らなければならない。

サービスの評価は、自ら行う評価に限らず、外部の者による質の評価など、多様な評価の手法を用いて、様々な視点からサービスの質の評価を行わなければならない。

また、より良いサービスの提供のために、その評価の結果を踏まえ、常にサービスの質の改善を図らなければならない。

なお、外部評価機関については、現在指定認知症対応型共同生活介護事業所において実施されている都道府県が指定する外部評価機関に限らない。外部評価結果の公表については、利用者及び利用者の家族へ提供するほか、施設内の外部の者にも確認しやすい場所に掲示する方法や、インターネットを活用する方法などが考えられる。

イ 相談及び援助（条例第145条）

基準省令解釈通知第3の六の3の(8)に次の内容を加える。

なお、成年後見制度の活用支援については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のアの⑦を参照すること。

ウ 運営規程（条例第147条）

基準省令解釈通知第3の六の3の(10)中本文は次の(10)のとおり読み替え、③は次の③のとおり読み替え、③の次に次の④の内容を加える。

(10)運営規程

条例第147条は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保するため、同条第1号から第13号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定地域密着型特定施設ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

③ 身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続き（第9号）

小規模多機能型居宅介護の場合と同趣旨であるため、第2の4の(1)のウの(12)の④を参照すること。

④ 虐待の防止のための措置に関する事項（第10号）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のイの(21)の⑤の2を参照すること。

エ 勤務体制の確保等（条例第148条）

基準省令解釈通知第3の六の3の(11)中①は次の①のとおり読み替え、⑦の次に次の⑧の内容を加える。

① 勤務の体制等の記録（第1項）

地域密着型特定施設ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、地域密着型特定施設従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、機能訓練指導員との兼務関係、計画作成担当者との兼務関係等を勤務表上明確にすること。

また、併せて、月ごとにその勤務の実績とともに記録すること。

⑧ 研修の実施及び人材育成（第4項及び第6項）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のウの⑤を参照すること。

オ 準用規定の留意事項

条例第151条の規定により、条例第61条の15（非常災害対策）の規定は、地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用されているため、第2の2の2の(2)のエを参照すること。

7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(1) 基本方針（条例第152条）

基準省令解釈通知第3の七の1の(4)の次に次の内容を加える。

(5) 利用者負担額軽減制度事業（条例第152条第3項）

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人であることから、「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業」の適用を受け、利用者負担額（食費及び居住費に係る利用者負担額を含む。）の軽減を実施するよう努めることにより、福祉サービス利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の推進を図ることとしたものである。

(2) 人員に関する基準

ア 生活相談員（条例第153条第5項及び第8項）

基準省令解釈通知第3の七の2の(2)の②中第1段落は次のとおり読み替える。

生活相談員の資格要件については、地域密着型特定施設入居者生活介護の場合と同趣旨であるため、第2の6の(1)のイの(11)を参照すること。

イ 機能訓練指導員（条例第153条第9項）

基準省令解釈通知第3の七の2の(5)（また書きを除く。）は次のとおり読み替える。

(5) 機能訓練指導員（条例第153条第9項）

地域密着型特定施設入居者生活介護の場合と同趣旨であるため、第2の6の(1)のアを参照すること。

(3) 設備に関する基準（条例154条）

基準省令解釈通知第3の七の3の(4)を(9)とし、(3)の次に次の内容を加える。

(4) 居室（第1項第1号）

入所者の日常生活には個室が不可欠なことから、居室の定員は1人とする。ただし、夫婦等の家族で居室を利用する場合や入所者の経済的負担の軽減、地域の実情等によりサービスの提供上必要と認められる場合は、2人部屋とすることができる。なお、夫婦等の家族以外で居室を利用する2人部屋は、次のとおりとする。

- ① それぞれの入所者が専用する区画は、窓に面していなければならない、2人部屋を仕切って窓のない区画を設けることは認められない。
- ② 入所者同士の視線が遮断され、入所者のプライバシーの確保を前提にした上で、居室を隔てる仕切りについて、カーテンなどで仕切られているものは認められず、パーテーション、家具等入所者の安全を確保するに足りる素材でなければならない。
- ③ 2人部屋の整備の要件として、「入所者の経済的負担の軽減、地域の実情等」を定めているところであるが、入所者負担の仕組み、入所者のニーズ及び本市における施設の整備数は、その時々で変動することが見込まれることから、容易に個室に転換できるよう設計上の工夫に努めていることが必要である。

(5) 浴室（同項第3号）

- ① 浴室には、浴槽を1つとし、原則として、浴室ごとに脱衣室を設けること。ただし、要介護者等が一の脱衣室を利用している際は、他の要介護者等を入室させない等、プライバシーを確保するために必要な措置を行う場合は、一の脱衣室を複数の浴室の兼用とすることができる。
- ② 脱衣室は、浴室と扉及び壁で仕切られており、廊下又は広間に直接面して設けていること。
- ③ 浴室及び脱衣室の扉が、カーテンなどで仕切られているものは認められず、プライバシーの確保を前提にした上で、入所者の安全に配慮した適切な素材を用いなければならない。ただし、入所者へのサービス提供上必要と市長が認める場合は、この限りでない。

(6) 便所（同項第5号）

便所の扉は、カーテンなどで仕切られているものは認められず、プライバシーの確保を前提にした上で、入所者の安全に配慮した適切な素材を用いなければならない。ただし、入所者へのサービス提供上必要と市長が認める場合は、この限りでない。

(7) 食堂及び機能訓練室（同項第7号）

- ① 食堂及び機能訓練室の合計した面積について3平方メートルに当該施設の入所定員を乗じて得た面積以上確保した上で、居室のある階ごとの食堂の面積は、2平方メートルに当該階に設ける居室の定員の合計数を乗じて得た面積以上でなければならないとしたものである。ただし、当該階に設ける居室の定員の合計数が5人以下の場合で、入所者の食堂への往来に支障がない場合には、当該階に食堂を設けないことができる。
- ② 機能訓練室については、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保することができる場合は、食堂と同一の場所として差し支えない。

(8) 独自基準の経過措置（条例附則第9条から第12条まで（第11条第2項を除く））

① 居室の定員に関する経過措置

この条例の施行日（平成25年4月1日）において、現に指定を受けている

指定地域密着型介護老人福祉施設（施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室の定員については、4人以下とすることとした（条例附則第9条）。

② 浴室に関する経過措置

この条例の施行日（平成25年4月1日）において、現に指定を受けている指定地域密着型介護老人福祉施設（施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の浴室については、条例第154条第1項第3号の規定にかかわらず、「要介護者が入浴するのに適したものとすること。」の基準によることができることとした（条例附則第10条）。

③ 便所に関する経過措置

この条例の施行日（平成25年4月1日）において、現に指定を受けている指定地域密着型介護老人福祉施設（施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の便所については、条例第154条第1項第5号の規定にかかわらず、「居室のある階ごとに居室に近接して設けること。」及び「ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。」の基準によることができることとした（条例附則第11条第1項）。

④ 食堂の位置等に関する経過措置

この条例の施行日（平成25年4月1日）において、現に指定を受けている指定地域密着型介護老人福祉施設（施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、条例第154条第1項第7号イ（食堂の位置及び各階ごとの面積）の規定は適用しないこととした（条例附則第12条）。

(4) 運営に関する基準

ア 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針（条例第159条）

基準省令解釈通知第3の七の4の(4)中⑤の次に次の内容を加える。

⑥ サービスの質の評価（条例第159条第7項）

地域密着型特定施設入居者生活介護の場合と同趣旨であるため、第2の6の(2)のアの⑤を参照すること。

イ 相談及び援助（条例第163条第2項）

基準省令解釈通知第3の七の4の(8)に次の内容を加える。

なお、成年後見制度の活用支援については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のアの⑦を参照すること。

ウ 機能訓練（条例第165条）

基準省令解釈通知第3の七の4の(10)に次の内容を加える。

なお、入所者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該施設の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。

エ 管理者による管理（条例第168条）

基準省令解釈通知第3の七の4の(16)に次の内容を加える。

なお、管理者の資格要件については、地域密着型特定施設入居者生活介護の場合と同趣旨であるため、第2の6の(1)のイの(1.2)を参照すること。

オ 運営規程（条例第170条）

基準省令解釈通知第3の七の4の(18)中本文は次の(18)のとおり読み替え、

⑤は次の⑤のとおり読み替え、⑤の次に次の⑥の内容を加える。

(18) 運営規程

条例第170条は指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保するため、同条第1号から第13号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定地域密着型介護老人福祉施設ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

⑤ 身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続（第9号）

小規模多機能型居宅介護の場合と同趣旨であるため、第2の4の(1)のウの(12)の④を参照すること。

⑥ 虐待の防止のための措置に関する事項（第10号）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のイの(21)の⑤の2を参照すること

カ 勤務体制の確保等（条例第171条）

基準省令解釈通知第3の七の4の(19)の①及び③は次のとおり読み替える。

① 勤務の体制等の記録（第1項）

同条第1項は、指定地域密着型介護老人福祉施設ごとに、原則として月ごとに勤務表（介護職員の勤務体制を2以上で行っている場合は、その勤務体制ごとの勤務表）を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、介護職員及び看護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。

また、併せて月ごとの勤務の実績とともに記録すること。

③ 研修の実施及び人材育成（第3項及び第5項）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のウの⑤を参照すること。

キ 準用規定の留意事項

条例第179条の規定により、条例第61条の15（非常災害対策）の規定は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業について準用されているため、第2の2の2の(2)のエを参照すること。

(5) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設

ア 基本方針（条例第181条）

基準省令解釈通知第3の七の5の(1)に次の内容を加える。

なお、利用者負担額軽減制度事業については、地域密着型介護老人福祉施設と同趣旨であるため、第2の7の(1)の(5)を参照すること。

イ 設備に関する要件（条例第182条）

基準省令解釈通知第3の七の5の(2)の③を次のとおり読み替える。

⑧ 浴室（第2号）

地域密着型介護老人福祉施設と同趣旨であるため、第2の7の(3)の(5)及び(8)の②を参照すること。

ウ 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針（条例第184条）

基準省令解釈通知第3の七の5の(4)の⑥の次に次の内容を加える。

㉞ サービスの質の評価（第9項）

地域密着型特定施設入所者生活介護の場合と同趣旨であるため、第2の6の(2)のアの⑤を参照すること。

エ 運営規程（条例第188条）

基準省令解釈通知第3の七の5の(8)中②は次のとおり読み替える。

- ② 第2の7の(4)のオの(18)の①及び③から⑥までは、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。

オ 準用規定の留意事項

条例第191条の規定により、条例61条の15（非常災害対策）、第163条（相談及び援助）、第165条（機能訓練）、第168条（管理者による管理）及び第178条（記録の整備）の規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用されているため、第2の2の2の(2)のイ並びに第2の7の(4)のイからエまで及びキを参照すること。

また、基準省令解釈通知第3の七の5の(9)の③により、基準省令解釈通知第3の七の4の(19)（勤務体制の確保等）は準用されているため、第2の7の(4)のイも参照すること。

8 看護小規模多機能型居宅介護

(1) 運営に関する基準

ア 指定看護小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針（条例第198条）

基準省令解釈通知第3の八の4の(1)中①に次の内容を加える。

なお、サービスの質の評価については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のアの①を参照すること。

イ 準用規定の留意事項

条例第204条の規定により、条例第61条の13（勤務体制の確保等）、第100条（社会生活上の便宜の提供等）、第102条（運営規程）及び第104条（非常災害対策）の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用されているため、第2の2の2の(2)のウ並びに第2の4の(1)のイ、ウ及びエを参照すること。

第3 地域密着型介護予防サービス

1 地域密着型介護予防サービスに関する基準について

地域密着型介護予防サービスの基準については、第3の2に記載する「介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」を除き、その取扱いについては、基本的には、第1及び第2に記載した地域密着型介護サービスに係る取扱いと同様であるので、第1及び第2の該当部分を参照すること。

なお、基準省令解釈通知第4の地域密着型介護予防サービス中、各記録の保存期間に関する記載について、「2年間」とあるのは「その完結の日から5年間」と読み替える。

2 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(1) 介護予防認知症対応型通所介護

ア 指定介護予防認知症対応型通所介護の基本取扱方針（予防条例第42条）

基準省令解釈通知第4の三の1の(1)中④は次の④のとおり読み替え、④の次に次の⑤の内容を加える。

④ サービスの質の評価（予防条例第42条第2項）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のアの①を参照すること。

⑤ 成年後見制度の活用支援（第6項）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のアの⑦を参照すること。

イ 指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針（予防条例第43条）

基準省令解釈通知第4の三の1の(2)中⑥の次に次の内容を加える。

⑦ 機能訓練（第6号）

地域密着型通所介護の場合と同趣旨であるため、第2の2の2の(2)のアの⑧を参照すること。

(2) 介護予防小規模多機能型居宅介護

ア 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針（予防条例第67条）

基準省令解釈通知第4の三の2の(1)中④に次の内容を加える。

また、サービスの質の評価については、小規模多機能型居宅介護の場合と同趣旨であるため、第2の4の(1)のアの⑥を参照すること。

イ 社会生活上の便宜の提供等（予防条例第70条）

基準省令解釈通知第4の三の2の(4)中③の次に次の内容を加える。

④ 成年後見制度の活用支援（第3項）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のアの⑦を参照すること。

(3) 介護予防認知症対応型共同生活介護

ア 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針（予防条例第88条）

基準省令解釈通知第4の三の3の(1)中⑤に次の内容を加える。

また、サービスの質の評価については、小規模多機能型居宅介護の場合と同趣旨であるため、第2の4の(1)のアの⑨を参照すること。

イ 社会生活上の便宜の提供等（予防条例第91条）

基準省令解釈通知第4の三の3の(4)中③の次に次の内容を加える。

④ 成年後見制度の活用支援（同条第3項）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のアの⑦を参照すること。